

「民事訴訟管理センター」や「訴訟管理事務局センター」などと名乗る機関から届く、架空請求のはがきに関する相談が後を絶ちません。はがきに書かれた番号に連絡してしまうことがないよう、全国の警察署や消費生活センターが注意を呼び掛けています。

架空請求の手口

消費者が過去に利用した業者への未払いがあると思われる内容のはがきを送りつけ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与や動産物、不動産を差し押さえる」などと脅して不安にさせた上で、訴訟の取り下げなどについて相談するよう誘導しています。

消費者が連絡してしまうと、弁護士などの紹介費用と称し金銭を要求され、実際に支払ってしまった例も報告されています。

はがきが届いたら

このようなはがきが届いたら、絶対に連絡しないでください。連絡してしまった場合や心配なことがある場合は、旭警察署や消費生活センターへ連絡してください。

同様の犯罪を撲滅するため、旭警察署や消費生活センターに情報を提供しましょう。

岡旭警察署(☎64-0110)、旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)

(はがきの例)

総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、あなたの利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(あ)〇〇〇裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせください。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成31年〇月〇〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号
取り下げ等のお問い合わせ窓口
03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)